

柏崎刈羽原子力発電所第6号機 設計及び工事計画審査資料	
資料番号	KK6 補足-024-9 改 1
提出年月日	2023年11月21日

設計基準対象施設のクラス別施設に関する設置変更許可及び建設時工事  
計画認可からの変更点

2023年11月

東京電力ホールディングス株式会社

## 目 次

1. 概要	1
2. 設置変更許可からの変更点	1
3. 建設時工事計画認可からの耐震重要度分類の変更点	4

## 添 付 資 料

添付資料 1 設置変更許可からの変更点

## 1. 概要

本資料は、VI-2-1-4 「耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」のうち、「表 2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設」について、設置変更許可段階からの変更点を整理するとともに、建設時工事計画認可からの耐震重要度分類の変更点について整理したものである。

## 2. 設置変更許可からの変更点

「柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）」（令和元年6月19日許可）からの変更点及び変更理由について、表1のとおり整理した。（変更箇所の詳細は添付資料1参照）

表1 設置変更許可審査からの変更点（1/2）

	変更前 (令和元年6月19日設置変更許可時)	変更後 (今回工認)	変更理由	対応 ページ
①	使用済燃料プール	使用済燃料貯蔵プール	工事計画認可申請名称への変更	5
②	サプレッショング・チェンバ	サプレッショング・チェンバ	同上	5, 6, 9
③	逃がし安全弁排気管	主蒸気逃がし安全弁排気管	同上	7, 9
④	燃料取扱設備	燃料取替機	同上	5, 7
⑤	シャワ・ドレン系	シャワードレン系	同上	8
⑥	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	5号機原子炉建屋内緊急時対策所	同上	8
⑦	チャンネル・ボックス	チャンネルボックス	同上	5
⑧	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	記載の拡充	8
⑨	原子炉圧力容器基礎	原子炉本体基礎	工事計画認可申請名称への変更	5, 6
⑩	軽油タンクの基礎	軽油タンク基礎	同上	5, 6
⑪	非常用電源の燃料油系を支持する構造物	燃料移送系配管ダクト	同上	5, 6
⑫	当該設備に係る屋外コンクリートダクト	—	記載の適正化 (今回工事計画認可申請対象の設備を支持していないため削除)	5, 6
⑬	非常用ガス処理系の排気口を支持する場合	外筒	記載の適正化	6
⑭	7号炉主排気筒	7号機主排気筒（外筒）	工事計画認可申請名称への変更	6
⑮	—	軽油タンク基礎	記載の拡充	6

表1 設置変更許可審査からの変更点（2/2）

	変更前 (令和元年6月19日設置変更許可時)	変更後 (今回工認)	変更理由	対応 ページ
⑯	—	燃料移送系配管ダクト	同上	6
⑰	—	原子炉建屋	同上	7
⑱	—	5号機原子炉建屋	同上	7
⑲	5号炉原子炉建屋	5号機原子炉建屋	工事計画認可申請名称への変更	8
⑳	その他	中央制御室天井照明	設計進捗に伴う変更 (波及的影響を考慮すべき施設を具体的に記載)	5, 6
㉑	その他	—	設計進捗に伴う変更 (今回工事計画認可段階で波及的影響を考慮すべき施設が明確になったことに伴う削除)	5, 6
㉒	その他	耐火隔壁	設計進捗に伴う変更 (波及的影響を考慮すべき施設を具体的に記載)	6
㉓	基準地震動	基準地震動 S s	記載方針の差異	9
㉔	弾性設計用地震動	弾性設計用地震動 S d	同上	9
㉕	(注10) 記載内容	*10: 記載内容	記載の拡充 (先行プラントの記載内容を踏まえて具体的に記載)	9
㉖	—	*12: 原子炉本体基礎は、間接支持構造物の機能に加えてドライウェルとサプレッショングレンバとの圧力境界となる機能を有する。	記載の拡充 (先行プラントの記載内容を踏まえて追加)	6, 9

### 3. 建設時工事計画認可からの耐震重要度分類の変更点

建設時工事計画認可から耐震重要度分類が変更となった対象は、大別して次の2つがある。

①耐津波に関する設備の新規追加（Sクラス）

②非常用ディーゼル発電機等の燃料を貯蔵する設備の格上げ（C→Sクラス）

それぞれの対象設備について表2-1に示す。また、耐震重要度分類の変更ではないが、検討用地震動が変更になった対象があるため表2-2に示す。

表2-1 建設時工事計画認可から耐震重要度分類が変更となった対象

	設備名称	備考
① 耐津波に関する設備の新規追加 (Sクラス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海水貯留堰</li> <li>・取水槽閉止板</li> <li>・水密扉</li> <li>・床ドレンライン浸水防止治具</li> <li>・貫通部止水処置</li> <li>・津波監視カメラ</li> <li>・取水槽水位計</li> </ul>	—
② 非常用ディーゼル発電機等の燃料を貯蔵する設備の格上げ (C→Sクラス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽油タンク</li> <li>・燃料移送配管</li> <li>・燃料移送ポンプ</li> </ul>	間接支持構造物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽油タンク基礎</li> <li>・燃料移送系配管ダクト</li> </ul>

表2-2 建設時工事計画認可から検討用地震動が変更となった対象

	設備名称	備考
波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動の変更 (S <sub>d</sub> (S <sub>d</sub> ) → S <sub>s</sub> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋クレーン</li> </ul>	耐震重要度分類の変更ではないが、検討用地震動が変更となった対象のため抽出した

## 設置変更許可時からの変更点

耐震重要度分	機能別分類	主要設備		補助設備		直接支持構造物		間接支持構造物		波及的影響を考慮すべき施設 <sup>*5</sup>
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	検討用地盤動	適用範囲	
Sクラス	(I) 原子炉冷却材圧力パウンドアリを構成する機器・配管系	原子炉圧力容器 ・原子炉冷却材圧力パウンドアリに属する容器・配管・ポンプ・弁	S S	隔壁弁を閉じるに必要な電気及び計装設備	S	原子炉圧力容器支持スカート ・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉圧力容器基盤 ・原子炉建屋 ・コントロール建屋	⑨ S s	原子炉遮蔽壁 ・サービス建屋 ・その他⑫
	(II) 使用済燃料を貯蔵するための施設	使用済燃料ブール① ・使用済燃料貯蔵ラック ・原子炉冷却材圧力パウンドアリを構成する機器・配管系	S S	燃科ブール水補給設備(残留熱除去系) (燃科ブール水の補給に必要な設備) ・非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却電源・補助施設を含む)	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・燃料タンクの基礎 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物	⑩ S s ⑪ S s	原子炉建屋フレー ン ・燃料取扱設備④ ・サービス建屋 ・その他⑫
	(III) 原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設	制御棒、制御棒駆動機構及び油冷棒駆動水圧系(スクラム機能に關注する部分)	S	炉心支持構造物 ・電気計装設備・ボックスタス	⑦ S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋 ・下部ドライヴェルアクセストンネル	S s	・その他⑫
	(IV) 原子炉停止後、炉心から前織熱を除去するための施設	原子炉隔離時冷却系 ・高压炉心注水系 ・残留熱除去系(低圧注水モード運転に必要な設備) ・冷却水源としてのサブレーション・チャンバ	S S	当該施設の冷却系(原子炉補機冷却系) ・炉心支持構造物 ・非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却電源・補助施設を含む) ・当該施設の機能維持に必要な空調設備	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋 ・外殻設備に係る部分 ・コントロール建屋 ・タービン建屋 (Sクラスの機器・配管を支持する部分) ・燃料タンクの基礎 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物	⑫ S s ⑬ S s	サービス建屋 ・その他⑫
	(V) 原子炉停止後、炉心から前織熱を除去するための施設	非常用炉心注水系 1) 高圧炉心注水系 2) 原子炉隔離時冷却系 3) 残留熱除去系(低圧注水モード運転に必要な設備) 4) 自動減圧系 ・冷却水源としてのサブレーション・チャンバ	S S	当該施設の冷却系(原子炉補機冷却系) ・非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却電源・補助施設を含む) ・中央制御室の遮蔽及び空調設備 ・当該施設の機能維持に必要な空調設備	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋 ・タービン建屋 (Sクラスの機器・配管を支持する部分) ・当該施設に係る部分 ・コントロール建屋 ・燃料タンクの基礎 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物	⑭ S s ⑮ S s	サービス建屋 ・その他⑫
Sクラス	(I) 原子炉冷却材圧力パウンドアリを構成する機器・配管系	原子炉圧力容器 ・原子炉冷却材圧力パウンドアリに属する容器・配管・ポンプ・弁	S S	隔壁弁を閉じるに必要な電気及び計装設備	S	原子炉圧力容器支持スカート ・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉本体基礎⑨ ・原子炉建屋 ・コントロール建屋	S s	原子炉遮蔽壁 ・サービス建屋 ・中央制御室天井照明⑯
	(II) 使用済燃料を貯蔵するための施設	使用済燃料ブール① ・使用済燃料貯蔵ラック ・原子炉冷却材圧力パウンドアリを構成する機器・配管系	① S	燃科ブール水補給設備(残留熱除去系) (燃科ブール水の補給に必要な設備) ・非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却電源・補助施設を含む)	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・燃料タンクの基礎 ・燃料移送系配管ダクト	⑩ S s ⑪ S s	原子炉建屋フレー ン ・燃料取扱設備④ ・サービス建屋 ・その他⑫
	(III) 原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設	制御棒、制御棒駆動機構及び油冷棒駆動水圧系(スクラム機能に關注する部分)	S	炉心支持構造物 ・電気計装設備・ボックスタス	⑦ S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋 ・下部ドライヴェルアクセストンネル	S s	・その他⑫
	(IV) 原子炉停止後、炉心から前織熱を除去するための施設	原子炉隔離時冷却系 ・高压炉心注水系 ・残留熱除去系(低圧注水モード運転に必要な設備) ・冷却水源としてのサブレーション・チャンバ	S S	当該施設の冷却系(原子炉補機冷却系) ・炉心支持構造物 ・非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却電源・補助施設を含む) ・当該施設の機能維持に必要な空調設備	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉本体基礎⑨ ・原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・燃料タンク基礎 ・燃料移送系配管ダクト	⑭ S s ⑮ S s	サービス建屋 ・中央制御室天井照明⑯
	(V) 原子炉停止後、炉心から前織熱を除去するための施設	非常用炉心注水系 1) 高圧炉心注水系 2) 原子炉隔離時冷却系 3) 残留熱除去系(低圧注水モード運転に必要な設備) 4) 自動減圧系 ・冷却水源としてのサブレーション・チャンバ	S S	当該施設の冷却系(原子炉補機冷却系) ・非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却電源・補助施設を含む) ・当該施設の機能維持に必要な空調設備	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋 ・タービン建屋 (Sクラスの機器・配管を支持する部分) ・燃料タンク基礎 ・燃料移送系配管ダクト	⑭ S s ⑮ S s	サービス建屋 ・中央制御室天井照明⑯

■ : 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点  
○数字は表1の左端の番号に対応している

## 設置変更許可

今回工事計画認可

耐震重要度分類	機能別分類	主要設備注1)		補助設備注2)		直接支持構造物注3)		間接支持構造物注4)		波及的影響を考慮すべき施設注5)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	検討用地震動注6)	適用範囲	検討用地震動注6)	適用範囲
Sクラス	(VI) 原子炉冷却制材圧力パワーナンダリ破損事故の際に、圧力隔壁となり放射性物質の放出を直接防ぐための施設	原子炉格納容器・格納容器バウンダリに属する配管・弁	S S	隔壁弁を開とするに必要な電気及び計装設備	S	機器・配管・電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋・コントロール建屋	S S	原子炉エレベル遮蔽・サービス建屋	S S
(VII) 放射物質の放出を伴うような事故の際に、その外筒放散を抑制するための施設であり、Sクラス(VI)以外の施設	・残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モードの運転に必要な設備) ・可燃ガス濃度制御系及び非常用方程式処理系及び排気口 ・原子炉格納容器圧力抑制装置(ダイヤフラムフロア、ベンチト管) ・冷却水源としてのサブ・チャンネル	原子炉建屋原子炉区域 原子炉格納容器バウンダリに属する配管・弁	S S S S	当該施設の冷却系(ディーゼル発電機及びその冷却装置、補助施設を含む) ・当該施設の機能維持に必要な空調設備	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋(非常用ガス処理装置) ・主排气筒(タービン建屋) (Sクラスの機器・配管等の支持する場所) ・当該施設に係る屋外コンクリートダクト	S S	原子炉エレベル遮蔽・サービス建屋	S S
(VIII) 津波防護機能を有する設備及び海水防止機能を有する設備	・海水貯留堰 ・取水槽閉止板 ・水密扉 ・床ドレンライン浸水防止治具 ・貫通部止水処置	S S S S	非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却装置、補助施設を含む)	S	電気計装設備等の支持構造物	S	7号炉主排气筒(津波警報設備を支持する部分) ・非常用電源の燃料油系統を支持する構造物	S S	原子炉エレベル遮蔽 ・サービス建屋	原子炉圧力容器基盤	S S
(IX) 脱地における津波監視機能を有する施設	・津波監視カメラ ・取水槽水位計	S S	・非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却装置、補助施設を含む)	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 ・原子炉圧力容器	S	原子炉建屋 ・コントロール建屋	S S	原子炉エレベル遮蔽 ・サービス建屋	原子炉圧力容器基盤	S S
(X) その他	・ほう雨水注入系注7) ・圧力容器内部構造物注8)	S S	・ほう雨水注入系 ・圧力容器内部構造物	S	機器・配管等の支持構造物	S	タービン建屋 (浸水防止設備を支持する部分)	S S	原子炉エレベル遮蔽 ・サービス建屋	原子炉圧力容器基盤	S S

耐震重要度分類	機能別分類	主要設備*1)		補助設備*2)		直接支持構造物*3)		間接支持構造物*4)		波及的影響を考慮すべき施設*5)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	検討用地震動注6)	適用範囲	検討用地震動注6)	適用範囲
Sクラス	(VI) 原子炉冷却制材圧力パワーナンダリ破損事故の際に、圧力隔壁となり放射性物質の放出を抑制するための施設	原子炉格納容器・格納容器バウンダリに属する配管・弁	S S	隔壁弁を開とするに必要な電気及び計装設備	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋・コントロール建屋	S S	原子炉エレベル遮蔽 ・サービス建屋	S S
(VII) 放射物質の放出を伴うような事故の際に、その外筒放散を抑制するための施設であり、Sクラス(VI)以外の施設	・残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モードの運転に必要な設備) ・可燃ガス濃度制御系及び非常用方程式処理系及び排気口 ・原子炉格納容器圧力抑制装置(ダイヤフラムフロア、ベンチト管) ・冷却水源としてのサブ・チャンネル	原子炉建屋原子炉区域 原子炉格納容器バウンダリに属する配管・弁	S S S S	当該施設の冷却系(ディーゼル発電機及びその冷却装置、補助施設を含む) ・非常用電源(ディーゼル発電機及びその冷却装置、補助施設を含む) ・当該施設の機能維持に必要な空調設備	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋(外筒) ・主排气筒(タービン建屋) (Sクラスの機器・配管等の支持する部分) ・燃料移送系配管ダクト	S S	原子炉エレベル遮蔽 ・サービス建屋	S S
(VIII) 津波防護機能を有する設備及び海水防止機能を有する施設	・海水貯留堰 ・取水槽水位計	S S	・非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却装置、補助施設を含む)	S	機器・配管等の支持構造物	S	タービン建屋 (浸水防止設備を支持する部分)	S S	原子炉エレベル遮蔽 ・サービス建屋	原子炉本体基礎*12	S S
(IX) 脱地における津波監視機能を有する施設	・ほう雨水注入系注7) ・圧力容器内部構造物注8)	S S	・ほう雨水注入系 ・圧力容器内部構造物	S	機器・配管等の支持構造物	S	タービン建屋 (浸水防止設備を支持する部分)	S S	原子炉エレベル遮蔽 ・サービス建屋	原子炉本体基礎*12	S S

■ : 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点  
○数字は表1の左端の番号に対応している

## 設置変更許可

今回工事計画認可

耐震重要度分類	機能別分類	主要設備		注1)	補助設備	注2)	直接支持構造物	注3)	間接支持構造物	注4)
		適用範囲	耐震クラス							
Bクラス	(I) 原子炉冷却材圧力ポンプ室に直接受けるか、又は内蔵する施設	主蒸気系(原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁からターピン主蒸気止め弁まで) ・逃がし安全排気管③	B 注9) B 注10)	—	—	機器・配管等の支持構造物	B 注9)	原子炉建屋 ・タービン建屋 (原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁よりターピン主蒸気支持する部分)	Sd Sd	
(II) 放射性廃棄物を内蔵する施設(ただし、内蔵量が少ない又は断続方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「周辺監視区域」における年間の総量限度に比べ十分小さいものは除く)	主蒸気系及び給水系 ・放射性廃棄物隔離施設	B B	—	—	機器・配管等の支持構造物	B B	原子炉建屋 ・タービン建屋 ・発電機建屋 ・発電機冷却建屋	Sb Sb Sb Sb		
(III) 放射性廃棄物以外の放射物質に接触した施設で、その破損により、公衆及び從事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設	蒸気タービン、温分分離器、復水器、給水加熱器及びその主要配管 ・復水浄化系 ・燃料炉隔離弁 ・制御駆動水圧系(放射性流体を内蔵する部分、たゞしきラム機能に関するものを除く) ・原子炉建屋クレーン ・燃料取扱設備④ ・制御駆動装置	B B B B B B B	—	—	機器・配管等の支持構造物	B B	原子炉建屋 ・タービン・ペデスタル ・発電機建屋	Sb Sb Sb		
(IV) 使用済燃料を冷却するための施設	使用済燃料以外の放射物質に触れた施設(ただし、内蔵量が少ない又は断続方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「周辺監視区域」における年間の総量限度に比べ十分小さいものは除く)	蒸気タービン、温分分離器、復水器、給水加熱器及びその主要配管 ・復水浄化系 ・燃料炉隔離弁 ・制御駆動水圧系(放射性流体を内蔵する部分、たゞしきラム機能に関するものを除く) ・原子炉建屋クレーン ・燃料取扱設備	B B B B B	—	電気計装設備	B B	原子炉建屋 ・タービン建屋 ・コントロール建屋	Sb Sb —		
(V) 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

耐震重要度分類	機能別分類	主要設備 <sup>*1</sup>		補助設備 <sup>*2</sup>	直接支持構造物 <sup>*3</sup>	間接支持構造物 <sup>*4</sup>	検討用地震動 <sup>*5</sup>	
		適用範囲	耐震クラス					
Bクラス	(I) 原子炉冷却材圧力ポンプ室に直接受けるか、又は内蔵する施設	主蒸気系(原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁からターピン主蒸気止め弁まで) ・逃がし安全排気管③	B *9)	—	機器・配管等の支持構造物	B *9)	原子炉建屋 ・タービン建屋 (原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁よりターピン主蒸気支持する部分)	Sd Sd
(II) 放射性廃棄物を内蔵する施設(ただし、内蔵量が少ない又は断続方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「周辺監視区域」における年間の総量限度に比べ十分小さいものは除く)	主蒸気系及び給水系 ・放射性廃棄物隔離施設	B B	—	—	機器・配管等の支持構造物	B B	原子炉建屋 ・タービン建屋 ・発電機建屋 ・発電機冷却建屋	Sb Sb Sb Sb
(III) 放射性廃棄物以外の放射物質に触れた施設(ただし、内蔵量が少ない又は断続方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「周辺監視区域」における年間の総量限度に比べ十分小さいものは除く)	蒸気タービン、温分分離器、復水器、給水加熱器及びその主要配管 ・復水浄化系 ・燃料炉隔離弁 ・制御駆動水圧系(放射性流体を内蔵する部分、たゞしきラム機能に関するものを除く) ・原子炉建屋クレーン ・燃料取扱設備④ ・制御駆動装置	B B B B B B	—	—	機器・配管等の支持構造物	B B	原子炉建屋 ・タービン・ペデスタル ・発電機建屋	Sb Sb Sb
(IV) 使用済燃料を冷却するための施設	使用済燃料以外の放射物質に触れた施設(ただし、内蔵量が少ない又は断続方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「周辺監視区域」における年間の総量限度に比べ十分小さいものは除く)	蒸気タービン、温分分離器、復水器、給水加熱器及びその主要配管 ・復水浄化系 ・燃料炉隔離弁 ・制御駆動水圧系(放射性流体を内蔵する部分、たゞしきラム機能に関するものを除く) ・原子炉建屋クレーン ・燃料取扱設備	B B B B B	—	電気計装設備	B B	原子炉建屋 ・タービン建屋 ・コントロール建屋	Sb Sb —
(V) 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設	—	—	—	—	—	—	—	—

■ : 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点  
○数字は表1の左端の番号に対応している

## 設置変更許可

今回工事計画認可

耐震重要度分類	機能別分類	主要設備注1)		補助設備注2)		直接支特構造物注3)		間接支特構造物注4)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス
Cクラス	(I) 原子炉の反応度を制御するための施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	・冷却材再循環量制御装置 ・制御機器 ・Bクラスに属さない部分	C C	—	—	—	—	・原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・廃棄物処理建屋	S <sub>c</sub> S <sub>c</sub> S <sub>c</sub>
	(II) 放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	・試料採取系 ・シャワードレンジ系⑤ ・洗滌乾燥系 ・固体废弃物貯蔵施設 ・難固体系 ・新燃料貯蔵庫 ・液体燃料輸送容器保管施設 ・その他	C C C C C C	—	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支特構造物	C ・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・ランドリ建屋 ・廃棄物処理建屋 ・コントロール建屋 ・サービス建屋 ・使用済燃料輸送容器保管建屋	S <sub>c</sub> S <sub>c</sub> S <sub>c</sub> S <sub>c</sub> S <sub>c</sub> S <sub>c</sub> S <sub>c</sub>
	(III) 放射線安全に關係しない施設等	・循環水系 ・タービン補機冷却系 ・所内ボイラー ・消火系 ・開閉所、発電機、変圧器 ・換気空調系 ・新燃料貯蔵庫 ・液体燃料輸送容器保管施設 ・圧縮空気系 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 ・その他	C C C C C C C C C C C C	⑥	C	機器・配管、電気計装設備等の支特構造物	C ・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・補助ボイラ建屋 ・当該施設の支特構造物 ・コントロール建屋 ・廃棄物処理建屋 ・サービス建屋 ・5号機原子炉建屋⑨	S <sub>c</sub> S <sub>c</sub>	

耐震重要度分類	機能別分類	主要設備*1)		補助設備*2)		直接支特構造物*3)		間接支特構造物*4)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス
Cクラス	(I) 原子炉の反応度を制御するための施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	・冷却材再循環量制御装置 ・制御機器 ・Bクラスに属さない部分	C C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支特構造物	⑥ C	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・ランドリ建屋 ・廃棄物処理建屋	S <sub>c</sub> S <sub>c</sub> S <sub>c</sub>
	(II) 放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	・試料採取系 ・シャワードレンジ系⑤ ・洗滌乾燥系 ・固体废弃物貯蔵施設 ・難固体系 ・新燃料貯蔵庫 ・液体燃料輸送容器保管施設 ・その他	C C C C C C C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支特構造物	C ・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・ランドリ建屋 ・廃棄物処理建屋 ・コントロール建屋 ・サービス建屋 ・5号機原子炉建屋⑨	S <sub>c</sub> S <sub>c</sub> S <sub>c</sub> S <sub>c</sub> S <sub>c</sub> S <sub>c</sub> S <sub>c</sub>	
	(III) 放射線安全に關係しない施設等	・循環水系 ・タービン補機冷却系 ・所内ボイラー ・消火系 ・開閉所、発電機、変圧器 ・換気空調系 ・新燃料貯蔵庫 ・液体燃料輸送容器保管施設 ・圧縮空気系 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 ・その他	C C C C C C C C C C C	⑥	C	・機器・配管、電気計装設備等の支特構造物	C ・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・補助ボイラ建屋 ・当該施設の支特構造物 ・コントロール建屋 ・サービス建屋 ・5号機原子炉建屋⑨	S <sub>c</sub> S <sub>c</sub>	

■ : 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点  
○数字は表1の左端の番号に対応している

設置変更許可	今回工事計画認可
<p>(注 1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。</p> <p>(注 2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。</p> <p>(注 3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける構造物をいう。</p> <p>(注 4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。</p> <p>(注 5) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位の耐震クラスに属するものの破損等によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。</p> <p>(注 6) <math>S_s</math>：基準地震動により定まる地震力。  <math>S_d</math>：弾性設計用地震動により定まる地震力。  <math>S_B</math>：耐震Bクラス施設に適用される地震力。  <math>S_C</math>：耐震Cクラス施設に適用される静的地震力。</p> <p>(注 7) ほう酸水注入系は、安全機能の重要度を考慮して、Sクラスに準ずる。</p> <p>(注 8) 圧力容器内部構造物は、炉内にあることの重要性からSクラスに準ずる。</p> <p>(注 9) Bクラスではあるが、弾性設計用地震動に対し破損しないことの検討を行うものとする。</p> <p>(注 10) 地震により逃がし安全弁排気管が破損したとしても、ドライウェル内に放出された蒸気はベント管を通してサプレッション・チェンバのプール水中に導かれて凝縮するため、格納容器内圧が有意に上昇することはないと考えられるが、基準地震動に対し破損しないことを確認する。  <span style="float: right;">(25)</span></p> <p>(注 11) 使用済燃料輸送容器保管建屋の破損によって使用済燃料輸送容器に波及的破損を与えるよう設計するものとする。</p>	<p>注記*1：主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。</p> <p>*2：補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。</p> <p>*3：直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける構造物をいう。</p> <p>*4：間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。</p> <p>*5：波及的影響を考慮すべき施設とは、下位の耐震クラスに属するものの破損等によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。</p> <p>*6：<math>S_s</math>：基準地震動 <math>S_s</math> <span style="float: right;">(23)</span>により定まる地震力。  <math>S_d</math>：弾性設計用地震動 <math>S_d</math> <span style="float: right;">(24)</span>により定まる地震力。  <math>S_B</math>：耐震Bクラス施設に適用される地震力。  <math>S_C</math>：耐震Cクラス施設に適用される静的地震力。</p> <p>*7：ほう酸水注入系は、安全機能の重要度を考慮して、Sクラスに準ずる。</p> <p>*8：圧力容器内部構造物は、炉内にあることの重要性からSクラスに準ずる。</p> <p>*9：Bクラスではあるが、弾性設計用地震動 <math>S_d</math> <span style="float: right;">(24)</span>に対し破損しないことの検討を行うものとする。</p> <p>*10：地震により主蒸気逃がし安全弁排気管が破損したとしても、ドライウェル内に放出された蒸気はベント管を通してサプレッション・チェンバのプール水中に導かれて凝縮するため、格納容器内圧が有意に上昇することはないと考えられるが、基準地震動 <math>S_s</math> <span style="float: right;">(23)</span>に対してドライウェル内の主蒸気逃がし安全弁排気管が破損しないことを確認する。  また、主蒸気逃がし安全弁排気管がサプレッション・チェンバ内の気相部で破損した場合、放出された蒸気は凝縮することが出来ないため、サプレッション・チェンバ内の主蒸気逃がし安全弁排気管をSクラスとして設計する。<span style="float: right;">(25)</span></p> <p>*11：使用済燃料輸送容器保管建屋の破損によって使用済燃料輸送容器に波及的破損を与えるよう設計するものとする。</p> <p>*12：原子炉本体基礎は、間接支持構造物の機能に加えてドライウェルとサプレッション・チェンバとの圧力境界となる機能を有する。<span style="float: right;">(26)</span></p>